

東大阪市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

東大阪市教育委員会

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを「原則禁止」とする。しかし、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

- (1) 保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、学校長宛に同意確認書を提出し、許可を得ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 同意確認書の内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (2) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (3) 事前に提出した同意確認書の内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって制限する等の措置をとる。

保護者の責任について

- ①携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- ②子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- ③例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質の育成を図る。

※本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン（注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。）